

## 船橋市地域・職域連携推進連絡協議会設置要綱

### (設置)

第1条 地域保健と職域保健が連携し、地域の生活習慣病の予防及び健康寿命の延伸を図り、船橋市内の行政機関、事業所及び医療関係機関等の関係者が、生涯を通じた継続的な健康づくりの連携体制を構築するために、船橋市地域・職域連携推進連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、市内の健康課題を特定し、解決に必要な連携事業について調査・協議する。

- (1) 地域の保健課題に関すること。
- (2) 地域の各関係機関・団体の役割に関すること。
- (3) 連携事業の企画・実施・評価等の推進に関すること。
- (4) その他

### (組織)

第3条 協議会は、委員25名以内をもって組織する。

- 2 協議会の委員は、以下の各号に掲げる者及び関係機関のうちから、市長が委嘱または任命する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 保健医療関係機関
  - (3) 職域保健関係機関
  - (4) 地域保健関係機関

### (役員)

第4条 協議会には、会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

### (任期)

第5条 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任させることができる。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、議長は会長が務めるものとする。

2 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見または説明を聞くことができる。

(作業部会)

第7条 協議会に専門的な事項を検討するための作業部会を設置することができる。

2 作業部会は、会長が指名する委員及び会長が指名する関係機関等から推薦された者で構成する。

(事務局)

第8条 協議会の庶務は、船橋市健康部地域保健課において行う。

(災害補償)

第9条 委員（第3条第2項第2号および第3号に掲げる委員のうち市職員は除く）及び第7条第2項において推薦を受けた者（市職員は除く）が公務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。